大阪市公告第56号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年10月22日

大阪市長 横 山 英 幸

1 担当部局

(1) 入札執行担当課(入札等に関する照会先)

大阪市健康局総務部経理課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 2 階 電話 06-6208-7934

(2) 事業担当課(売払物品に関する照会先)

大阪市健康局健康推進部健康施策課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 2 階 電話 06-6208-9952

2 入札に付すべき事項

売払物品	予定数量(総重量)
アナログ用フィルム(銀含)	約1,194kg

総重量はあくまでも予定数量であり、本市の都合により増減する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格 を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 「令和7・8・9年度物品売払入札参加承認証」(以下「承認証」という。) の交付を受けていること

なお、令和7・8・9年度「承認証」の交付を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課委任・物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと

ただし、本入札参加申込受付期限までに承認証の交付を受けていない場合は、 入札に参加することができない。

※本市物品売払入札参加申請方法等については、大阪市電子調達システム (http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/)の「資料・ご案内」メニューの「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書(令和7・8・9年度分)の申請要領を確認すること

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- 4 公告文等の交付場所等
 - (1) 公告文等の交付場所及び契約条項を示す場所 健康局ホームページ及び担当部局(1(1)に同じ。)
 - (2) 公告文等の交付方法

公告の日から令和7年11月11日 (火)までの本市休日を除く午前9時から午後5時まで(午後0時15分から午後1時までを除く)

- 5 入札参加申出受付期間及び受付場所等
 - (1) 受付期間

公告の日から令和7年11月11日(火)までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで(午後0時15分から午後1時までを除く)

(2) 受付場所

担当部局(1(1)に同じ。)において受け付ける。

(3) 入札参加申請に要する書類

入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、本市の入札参加資格の審査を 受けなければならない。

ア 一般競争入札参加申出書兼誓約書

イ 承認証の写し

6 入札参加資格の審査等

上記5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札 書(物品買受申込書)を交付する。

7 下見日時及び場所

下見を希望する際は、下見日前日の正午までに必ず電話にて担当部局 (1(2)に同じ。)に事前連絡を入れることとする。事前連絡のない下見については受け付けない。

	下見日時	下見場所
1)	令和7年11月13日(木) 午前9時30分から午後5時まで	大阪市放射線技術検査所
2	令和7年11月14日(金) 午前9時30分から午後5時まで	大阪市浪速区敷津西1丁目5番23号 浪速図書館2階

8 入札執行の日時及び場所

(1) 入札書受付期間 令和7年11月18日(火) 午前9時30分から午前10時まで

- (2) 開札予定日時 令和7年11月18日(火) 午前10時
- (3) 入札執行の場所 大阪市健康局会議室 2

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎2階

- 9 入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定に該当する者
 - (2) 入札書交付時から開札時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者
 - (3) 入札書交付時から開札時までの間において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

10 入札方法等

- (1) 入札書(物品買受申込書)には、1キログラムあたりの単価(取引に係る消費税及び地方消費税分を含む)を申込金額として記載すること
- (2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、 法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印 し速やかに投函すること

11 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を納付すること 落札者は本市が交付する納付書を用い、令和7年12月1日(月)午後5時30分 (以下「指定期限」という。)までに納付し、契約保証金を納付したことを証す る書類を提出すること。契約保証金は債務の履行が完了した後に還付する。

12 落札者の決定方法

予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (4) 無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

14 物品引取期限等

- (1) 引取期限 令和7年12月15日(月)午後5時
- (2) 引取場所 大阪市放射線技術検査所

大阪市浪速区敷津西1丁目5番23号 浪速図書館2階

15 売買代金納付期限

令和7年12月26日(金)

16 その他

- (1) 11(2)の契約保証金が指定期限までに納付できない場合(納付したことを証する 書類を提出しなかった場合を含む。)、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結 の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に

基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置 要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出をしない場合は、契約の締結を行わないものとする。

(健康局総務部経理課)